

三障第890号の2
令和3年1月14日

三田聴覚障害者協会 会長 嘉田真典 様
三田市登録手話通訳者一同 様



三田市長 森 哲 男

意思疎通支援者（手話通訳者）の雇用と報酬に関する要望（回答）

初春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、市政の推進に格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年11月16日付けで要望がありました標記のことについて、
下記のとおり回答いたします。

記

1 手話通訳士を正規雇用すること

市では、「三田市みんなの手話言語条例」に基づく各種事業の企画実施、聴覚障害者の意思疎通支援などの業務を担う会計年度任用職員を障害福祉課に3名配置しています。主な業務は市役所における手話通訳、相談等の窓口業務をはじめ、手話の周知啓発事業や手話通訳者等の養成講座などを担当し、聴覚障害者の福祉の向上に努めているところです。

手話通訳士の正規雇用に係るご要望でございますが、前述のように現職員は任用区分に関わらず手話通訳者としての専門性を活かし、聴覚障害者福祉に関わる企画立案や聴覚障害者の障害特性に配慮した情報保障を目的として、第一線に立って対応しているところです。

今後も、聴覚障害者だけでなく広く市民の皆さまへの情報保障を行える体制の維持に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2 手話通訳派遣にかかる報酬の見直しを

市では、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通が円滑に行われることを目的に、「三田市意思疎通支援者個人（団体）派遣事業実施要綱」に基づく意思疎通支援者の派遣を行っており、意思疎通支援者の報酬についても同要綱に基づいて支給しております。

まず、最低賃金保障の要望についてですが、手話通訳を必要とする聴覚障害

者が30分未満になりそうな場合、依頼をためらってしまうようなことは望ましい状況とは言えませんので、事業の目的に沿った派遣申請であれば、必要に応じて申請いただけるよう、制度の有効活用について丁寧な周知に努めていきたいと考えております。なお、報酬は役務に対して支払うべきものであり、市においては、30分未満の通訳の場合は1時間の1/2の単価で支払うと規定しております。今後も適切な運用を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、報酬の引き上げについてですが、その金額の算定には意思疎通支援事業に類似する事業や近隣他都市の状況、並びに市の財政状況などを総合的に考慮し決定していきたいと考えております。今後も、適切な時期に必要な対応を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。